

鳥取県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
三井住友信託銀行	<a href="https://www.smtb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html">https://www.smtb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html</a>	東京クレジットサービス	03-5226-3681
楽天銀行	0120-456-225	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	<a href="https://www.aruhi-corp.co.jp/">https://www.aruhi-corp.co.jp/</a>
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は03-6737-9173	全宅住宅ローン	082-545-2721
鳥取銀行	0857-37-0267	ファミリーライフサービス	0120-027-035
山陰合同銀行	0852-55-1000	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
中国銀行	086-241-3808	財形住宅金融	<a href="http://www.zaijugin.co.jp/">http://www.zaijugin.co.jp/</a>
島根銀行	0852-24-1240	優良住宅ローン	082-258-2778
鳥取信用金庫	0857-23-2411	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
米子信用金庫	0859-33-1205	オリックス・クレジット	0120-2662-35
しまね信用金庫	0852-23-5505	日本モーゲージサービス	0570-035-460
中国労働金庫	0120-86-3760	シャープファイナンス	06-4964-6561
		LIXILホームファイナンス	0120-175-553
		ハウス・デボ・パートナーズ	03-3517-1100
		クレディセゾン	0120-235-551
		一条住宅ローン	0120-516-171
		ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
		ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023

## 鳥取市と住宅金融支援機構が連携

# 【フラット35】地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】地域活性化型とは、地域活性化のために鳥取市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する鳥取市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



## 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、  
 当初5年間 年▲0.5%  
 6年目から10年目まで 年▲0.25%

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、  
 当初5年間 年▲0.5%

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が約111万円お得！

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が約78万円お得！

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が約39万円お得！ (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.41%(平成30年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。また、鳥取市の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は鳥取市にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、住宅金融支援機構中国支店地域営業グループ(Tel.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	鳥取市の補助金のお問い合わせ先	
	UJIターナー住宅利活用促進事業	まちなか空き家改修支援事業
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ <b>082-221-8654</b>	鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口 <b>0120-567-464</b>	都市整備部 中心市街地整備課 <b>0857-20-3276</b>

 **住宅金融支援機構**  
Japan Housing Finance Agency  
〈フラット35サイト〉  
**www.flat35.com**

**0120-0860-35** (通話無料)  
 営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日営業していません。)  
 ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
**048-615-0420** (通話料金がかります。)

## ご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、鳥取市から、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件

「鳥取市UJIターン者住宅利活用推進事業補助金」の交付対象で、

かつ、次の要件を満たす必要があります。

次のア、イ又はウのいずれかに該当する者であること

ア 鳥取県外から鳥取市に転入すること（鳥取県外から転入して6か月以内の者を含む。）

イ 災害（平成23年3月11日以降に発生し、激甚災害に指定されたものをいう。以下同じ。）の日から3年以内にその災害の対象地域から市に避難してきた者（市への避難を希望している者を含む。）又は避難後市に住所を有するに至った者で、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録しているもの（本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。）

ウ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地から避難してきた者であって、平成28年11月8日時点で既に市内に避難しており、かつ、市が避難者として把握しているもの

「鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金（空き家を購入する場合に限る。）」の交付対象で、かつ、次の要件を満たす必要があります。

鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の外から中心市街地に転入すること

## 鳥取市の補助金の概要

### 鳥取市UJIターン者住宅利活用推進事業

○補助対象事業の内容  
移住者向けの空き家バンクに登録された住宅を改修し、又は家財道具を処分する場合 ※実家は対象外とする。

○補助対象者  
UJIターン希望者、UJIターン者、避難者又は空家提供者

○補助対象経費  
補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係る改修費並びにごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等

○補助内容  
補助対象経費の10分の5。ただし、40万円を上限とします。（予算の範囲内で交付）

※詳細はHP参照  
(<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1269569542174/index.html>)

### 鳥取市まちなか空き家改修支援事業

○対象者  
空き家の物件提供者、購入者、または所有者の承諾を得た賃借人自ら改修する方。

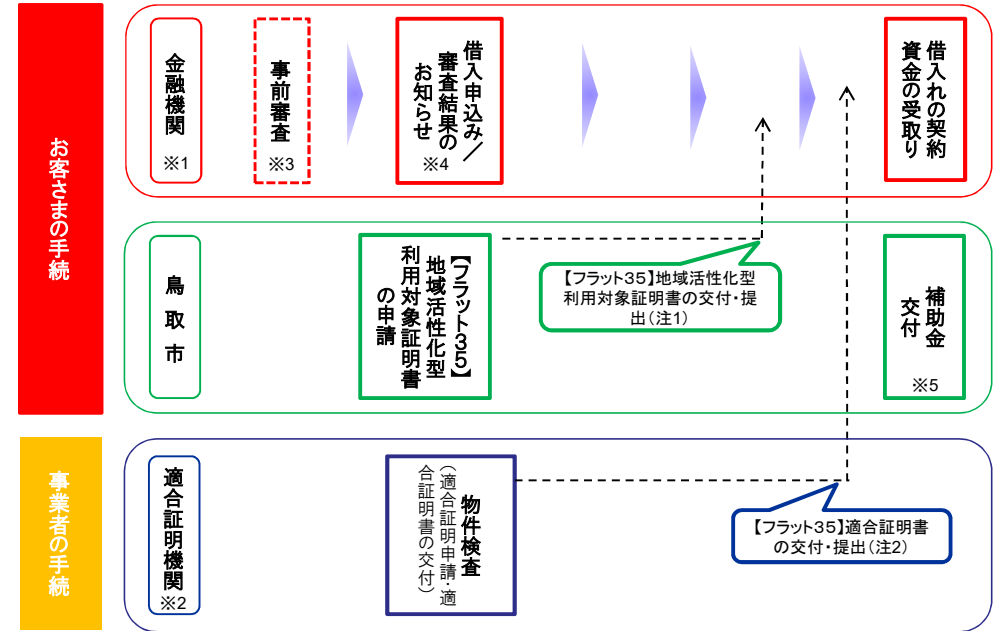
○改修後の居住者の要件  
・年齢が18歳以上45歳未満の方。  
・中心市街地外から中心市街地内への転入であること。また、鳥取県内の他の地域から転入する場合は、転入前の居住地域の高齢化率が転入する中心市街地の高齢化率と比較して低いこと。  
・転入した後は5年以上居住すること。  
・地域の町内会・自治会に加入すること。

○補助対象経費  
空き家の住宅機能の向上のために行う改修工事に要する費用。（総額50万円以上の工事であること）

○補助内容  
補助対象経費の5分の1。ただし、50万円を限度とします。（予算の範囲内で交付）

※詳細はHP参照  
(<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1374028692190/>)

## 利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、鳥取市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付は、鳥取市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢より借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】地域活性化型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。